

# 指定介護予防短期入所生活介護利用契約書

社会福祉法人 遺徳会

南港咲洲特別養護老人ホーム

(以下「利用者」という。)と社会福祉法人遺徳会(以下「事業者」という。)は、利用者が南港咲洲特別養護老人ホーム(以下「当施設」という。)において提供される介護予防短期入所生活介護サービス(以下「介護予防サービス」という。)を受け、それに対する利用料金を事業者を支払うことについて、次のとおり契約(以下「本契約」という。)を締結します。

## 第1章 総則

### 第1条(契約の目的)

- 1 事業者は、介護保険法の趣旨にしたがい、利用者の生活機能の維持又は向上を図り、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第4条及び第5条に定めるサービスを提供します。
- 2 事業者が、利用者に対して実施するサービスの内容、利用期間、費用等の事項(以下「介護予防サービス計画」という。)は、別紙「(サービス利用書)」に定めるとおりとします。

### 第2条(契約期間)

- 1 本契約の有効期間は、契約締結の日から利用者の要支援認定の有効期間満了までとします。  
但し、契約期間満了の2日前までに利用者から事業者に対して文書による契約終了の申し入れがない場合には、本契約はさらに同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。
- 2 契約満了の2日前までに利用者から事業者に対して文書による契約終了の申し出がない場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

### 第3条(介護予防サービス計画の決定・変更)

- 1 事業者は、利用者に係る介護予防居宅サービス計画(ケア・プラン)が作成されている場合には、それに沿って利用者の介護サービス予防計画を作成するものとします。
- 2 事業者は、利用者に係る介護予防居宅サービス計画が作成されていない場合でも、介護予防サービス計画の作成を行います。その場合に事業者は利用者に対して、介護予防居宅介護支援事業者を紹介するなど介護予防居宅サービス計画作成のために必要な支援を行うものとします。
- 3 事業者は、介護予防サービス計画について利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 4 事業者は、利用者に係る介護予防居宅サービス計画が変更された場合、又は利用者及びその家族等の要請に応じて、介護予防サービス計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、介護予防サービス計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者及びその家族等と協議して介護予防サービス計画を変更するものとします。
- 5 事業者は、介護予防サービス計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付しその内容を確認するものとします。

### 第4条(介護保険給付対象サービス)

事業者は、利用者に対して次のサービスを提供するものとします。

#### (1) 利用者全員に提供するサービス

入浴、排泄、食事、機能訓練、サービス提供体制強化、日常生活上の世話、健康管理、療養上の世話及び入退所時の送迎

#### (2) 利用者の申出により提供するサービス

療養食

### 第5条(介護保険給付対象外のサービス)

- 1 事業者は、利用者との合意に基づき、介護保険給付の支給限度を超えるサービスを提供するものとします。
- 2 事業者は、利用者との合意に基づき介護保険給付対象外サービスとして、次のサービスを提供するものとします。
  - (1) 利用者が選定する特別な居室の提供
  - (2) 利用者が選定する特別な食事の提供
  - (3) 事業者が特に定める教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション行事
  - (4) 利用者に対する理容サービス
  - (5) その他重要事項説明書で定めるサービス
- 3 前各項のサービスについて、その利用料金は利用者が負担するものとします。
- 4 事業者は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて利用者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

#### 第6条（契約期間と利用期間）

本契約でいう「契約期間」とは第2条に定める契約の有効期間を言い、「利用期間」とは第2条で定められた契約期間内において事業者が利用者に対して現にサービスを実施する期間をいいます。

#### 第7条（運営規程の遵守）

- 1 事業者は、別に定める運営規程に従い、必要な人員を配置して、利用者に対して本契約に基づくサービスを提供するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行うものとします。
- 2 運営規程については、本契約に付随するものとして、事業者及び利用者が共に遵守するものとし、事業者がこれを変更する場合は、利用者に対して事前に説明することとします。
- 3 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

### 第2章 サービスの利用と料金の支払い

#### 第8条（サービス利用料金の支払い）

- 1 利用者は要支援度に応じて第4条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割）を事業者に支払うものとします。但し、利用者が未だ要支援認定を受けていない場合及び介護予防居宅サービス計画が作成されていない場合には、サービス利用料金を一旦支払うものとします。〔要支援認定後又は居宅サービス計画作成後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）〕
- 2 第5条に定めるサービスについては、利用者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者に支払うものとします。
- 3 食事代は次の通りとします。
  - (1) 食事代は（朝食・259円 昼食・550円 夕食・571円（基準費用額））とします。  
但し、介護保険負担限度額認定証（以下「認定証」という）の交付を受けた利用者は、その認定証記載の金額とします。
  - (2) 第5条第2項第2号に定める特別な食事代は「実費」とします。
- 4 居住費は次の通りとします。
  - (1) 通常料金として、多床室は日額840円（基準費用額）、個室は日額1,150円（基準費用額）又は認定証記載の金額とします。
  - (2) 第5条第2項第1号に定める特別な居室、即ち個室の特別料金を日額1,000円（消費税込み）とします。

- 5 前各項の他、利用者は利用期間中の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を事業者に支払うものとします。
- 6 利用者は、前各項に定めるサービス利用料金をサービスの利用終了時に支払うものとします。

#### 第9条（利用の中止、変更、追加）

- 1 利用者は、第6条に定める利用期間前において、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、利用者はサービス開始日の前日までに事業者申し出るものとします。
- 2 利用者が、利用開始日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定の取消し料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- 3 事業者は、第1項に基づく利用者からのサービス利用の変更又は追加の申し出に対して、当施設が満室で利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間を利用者に提示して協議するものとします。
- 4 利用者は、第6条に定める利用期間中であっても、サービスの利用を中止する事ができます。
- 5 前項の場合に、利用者は既に実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第14条第3項（原状回復の義務）及びその他の条項に基づく義務を事業者に対して負担している時は、利用終了日に清算するものとします。
- 6 第4項により利用者がサービスの利用を中止し、当施設を退所する場合において、事業者は、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うものとします。

#### 第10条（利用料金の変更）

- 1 第8条第1項、第3項第1号及び第4項第1号に定めるサービス利用料金について、介護保険法等関係諸法令の改正により介護給付費体系その他に変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を自動的に変更することができるものとします。
- 2 第8条第2項、第3項第2号及び第4項第2号に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむをえない事由がある場合、事業者は利用者に対して、変更を行う日の2か月前までに説明をしたうえで、当該サービスの利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 利用者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

### 第3章 事業者の義務

#### 第11条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体及び財産の安全確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は、利用者の体調・健康状態から見て必要な場合には、当施設の医師、看護職員又は主治医もしくはあらかじめ定めた協力医療機関と連携し、サービスを実施するものとします。また利用者の病状急変、その他必要な場合は、適切な措置を講じるものとします。
  - 3 事業者は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。
  - 4 事業者及びサービス従事者は、利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。但し、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、当施設の医師、家族又は介護支援専門員等と話し合い、記録を記載するなどの適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
  - 5 事業者は、利用者に対するサービスの提供について記録を作成し、これを2年間保管し、利用者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

#### 第12条（事業者のサービスの実施不能）

事業者は本契約の有効期間中、地震、噴火等の天災、その他自己の責に帰すべき事由によりサービスの実施ができなくなった場合は、当該サービスを提供すべき義務を負いません。

- 2 前項の場合に、事業者は利用者に対して既に実施したサービスについては、所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。

#### 第13条（守秘義務と個人情報の第三者提供）

事業者及びサービス従事者は、サービスを提供するうえで知り得た利用者又はその家族等に関する情報を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は本契約が終了した後も継続します。

- 2 事業者は、介護保険法等関係法令に基づいて提出を求められた場合並びに医療・介護上又は緊急の必要性がある場合には、利用者に関する心身等の情報（別表）を関係法令を管理監督する官公庁等並びに医療又は介護関係諸機関などの第三者（以下「特定の第三者」という。）に提供できるものとし、利用者はこれに同意するものとします。
- 3 事業者は、第19条第2項に定める利用者の円滑な退所の為の援助策として、利用者に関する情報（別表）を特定の第三者に提供し、利用者はこれに同意するものとします。

#### 第4章 利用者の義務

##### 第14条（利用者の施設利用上の注意義務等）

利用者は、居室、施設、設備及び敷地をその本来の用途にしたがって利用するものとします。

- 2 利用者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとる事を認めるものとします。但し、その場合事業者は利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。
- 3 利用者は、施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

但し、利用者のおかれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

- 4 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及びその家族等と事業者との協議により、居室、施設又は設備の利用方法等を決定するものとします。

##### 第15条（利用者の禁止行為）

利用者は、当施設内で次の各号に該当する行為をすることは許されません。

- (1) 決められた場所以外での喫煙
- (2) サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと
- (3) その他決められた物以外の物の持ち込み

#### 第5章 損害賠償（事業者の義務違反）

##### 第16条（損害賠償責任）

事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者にした損害について賠償する責任を負います。又、第13条に定める守秘義務等に違反した場合も同様とします。

- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

##### 第17条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ次の各号

に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- (2) 利用者が、サービスの実施に当たって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- (3) 利用者の急激な体調・健康状態の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- (4) 利用者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

#### 第18条（事業者の責によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震、噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施した短期入所生活介護を除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

### 第6章 契約の終了

#### 第19条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

本契約の有効期間内と言えども、次の各号のいずれかに該当する場合は契約が終了します。

- (1) 利用者が死亡した場合
  - (2) 要介護認定又は要支援認定により利用者の心身の状況が自立と判断された場合
  - (3) 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
  - (4) 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
  - (5) 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
  - (6) 第20条から第22条に基づき本契約が解約された場合
- 2 事業者は、前項第1号を除く各号により本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、おかれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

#### 第20条（利用者からの契約解約）

利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約の解約を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。

- 2 利用者は、次の各号に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
- (1) 第7条第3項又は第10条第3項に該当する場合
  - (2) 利用者が入院した場合
  - (3) 利用者に係る介護予防居宅サービス計画が変更された場合

#### 第21条（利用者からの契約解約）

利用者は、事業者又はサービス従事者が次の各号に該当する行為を行った場合には、本契約を解約することができます。

- (1) 事業者又はサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
- (2) 事業者又はサービス従事者が第13条に定める守秘義務等に違反した場合
- (3) 事業者又はサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体、財物又は信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (4) 他の利用者が利用者の身体、財物又は信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

## 第22条（事業者からの契約解約）

事業者は、利用者が次の各号に該当する場合には、本契約を解約することができます。

- (1) 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
  - (2) 利用者による、第8条第1項から第5項に定めるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にも拘らずこれが支払われない場合
  - (3) 利用者が、故意又は重大な過失により事業者、サービス従事者又は他の利用者等の生命、身体、財物又は信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
  - (4) 利用者が介護老人福祉施設又は介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合
- 2 前項の規定による契約の終了後、退所までに事業者が利用者に対して実施したサービスの利用料金については、全額利用者の負担とします。

## 第23条（精算）

第19条の第1項第2号から第6号により本契約が終了した場合において、利用者がすでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第14条第3項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。

## 第7章 その他

### 第24条（情報の開示）

施設は、サービスの向上を図るため利用者及びその家族に対して、処遇日誌等利用者の介護に関する情報を開示します。

### 第25条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

### 第26条（虐待防止）

事業者は、利用者の人権並びに虐待防止等のために、次に掲げる必要な措置を講じるものとします。

- (1) 研修等を通じて、サービス従事者の人権意識の向上を図り、虐待の未然防止に努めます。
- (2) 個別支援計画を作成して、適切な支援の実施に努めます。
- (3) サービス従事者の悩みや苦勞の相談体制を整え、サービス従事者が利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

### 第27条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は利用者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が記名捺印のうえ、各1通を保有するものとします。

平成 年 月 日

(事業者)

住 所 大阪府大阪市住之江区南港中2-1-35

事業者名 社会福祉法人 遺徳会  
南港咲洲特別養護老人ホーム

代表者氏名 所長 嶋田 祐史 印

(利用者)

住 所

氏 名 印

(代理者)

住 所

氏 名 印

(続柄 )



別表（第13条）

1. 大阪市指定介護老人福祉施設入所申込書兼台帳
2. 南港咲洲特別養護老人ホーム入所申込書
3. ショートステイご利用者の情報提供書
4. カルテ、血液検査報告書及び処方箋並びに看護要約
5. 施設サービス計画書第1表～7表
6. 栄養ケアマネジメント
7. 理学療法実施カルテ
8. リハビリテーション評価報告書
9. 認定調査票一式（含む主治医の意見書）
10. 食事箋（特別食）
11. 利用契約書
12. 介護給付費請求書、同明細書
13. 診療報酬請求書
14. 介護報酬請求書
15. 在所者一覧
16. 介護日誌及び看護日誌
17. 処遇日誌
18. フェイスシート
19. ケアチェック表
20. 健康診断個人票
21. X線写真フィルム
22. 各種被保険者証及び各種年金証書
23. 生活保護法医療券及び介護券
24. 介護保険負担限度額認定証
25. 面会票及び外出・外泊許可願い
26. その他今後発生するご利用者の情報でご利用者またはご家族の同意を得た情報